

筑紫野市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査によると、本市の総人口は103,311人、その内、生産年齢人口は60,682人で58.7%を占めている。総人口は、前回に比べ2.2%増加したが生産年齢人口は3.5%減少している。また、平成28年経済センサス調査によると、総事業所数は3,292で前回に比べ1.6%増加しているものの微増にとどまっており、生産年齢人口の減少も相まって今後更なる人手不足や後継者不足等の課題に直面することが予想される。

産業構造を部門別に見ると、第3次産業就業者の割合が約82%で全国平均を上回っているが、第1次産業就業者の割合は全国平均を約2ポイント、第2次産業就業者の割合は約7ポイント下回っている。また、市内居住者を産業大分類別に見ると、約19%が「卸売業、小売業」分野に従事しており、次いで「医療、福祉」の約14%、「製造業」の約8%となっている。

上述のような状況から、今後も市経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、既存企業の活性化と大規模店舗等との共存を図っていくことが重要である。

しかし、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、従業員の高齢化や人手不足、設備の老朽化等により技術・技能の維持が難しくなり廃業を検討するケースもある。今後、市内企業の生産性をさらに高めていかなければ、地域経済をけん引し、市民および従業員の生活の質を高め、にぎわいを生む産業活力を支えている多くの資源を将来的に失うことにもなりかねない。市はこれまでも、人手不足への対応を喫緊の課題として、関係機関と連携の上、多様な人材の掘り起こしによる新たな働き手の確保のためセミナー等を開催するとともに、商工会と連携して市内企業の経営改善指導、専門家相談窓口を設置するなど市内企業の持続および発展のため取り組んできた。

このような中、国の施策と一体となって市内企業を支援するため、本計画を策定する。

(2) 目標

市内事業所が本計画を利用し先端設備等の導入をすることで、労働生産性や事業環境を向上させ、次の段階の事業拡大等に移行し、本市の中小企業融資制度を利用することに繋がることから、中小企業・小規模事業者の人手不足への対応を促進するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に更新する等、新たな設備投資により生産性の向上を図る中小企業を支援し、本市全体の生産性を押し上げることを目標とする。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数の目標を6件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、中小企業者による幅広い取組を促すため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、事務所等を置く中小企業者が広く制度を活用できるように市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種および事業は、多様な業種によって構成され、地域経済をけん引するとともに雇用創出の場となっている市内の中小企業者を広く支援するために、全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和5年7月27日～令和7年7月26日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

雇用の安定を図るため人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画認定の対象としない。

健全な地域経済の発展に配慮し公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画認定の対象としない。